

◎佐賀県条例第15号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部を改正する条例

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自主回収の報告)</p> <p>第23条 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、<u>当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>食品衛生法の規定に違反する食品等である場合（同法第19条第2項の規定に違反する器具又は容器包装にあっては、規則で定めるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>食品表示法第5条の規定に違反する食品又は添加物で規則で定めるものに該当する場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(自主回収の報告)</p> <p>第23条 特定事業者は、<u>食品衛生法第58条第1項の規定により知事に届け出なければならない場合以外の場合であって、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき（当該食品等が人の健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものであるときに限る。）</u>は、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。